



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

資料提供

滋賀労働局発表

平成27年4月13日

担当

滋賀労働局総務部企画室

企画室長 上田 隆男

室長補佐 三橋 直幸

電話 077-522-6648

平成27年度 滋賀労働行政運営方針を策定

滋賀労働局（局長 辻 知之）では、この度、平成27年度における滋賀労働行政運営方針を策定しました。

平成27年度の労働行政運営にあたっては、滋賀県における総合労働行政機関としての機能を活かし、以下の3点の事項を最重点課題として、各種行政手法を組み合わせながら、はたらく人と企業の双方にとって、活動しやすい環境の実現が図れるよう、積極的に取り組みます。

☆ 人口減少化に対応する人材力の強化

☆ 安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備

☆ 女性の活躍促進と両立支援に向けた業務の推進

最重点として取り組む事項

☆ 人口減少化に対応する人材力の強化

- ・雇用施策に関する数値目標を定めて、PDCAサイクルによる目標管理を行い、求人・求職者ニーズを踏まえ、ハローワークのマッチングを効果的に推進します。
- ・若者、女性、障害者等の就職支援等を積極的に進めます。
- ・地方自治体と連携を密にし、就職支援と雇用創出を効率的、効果的に進めます。

☆ 安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備

- ・働き方改革を推進します。
- ・労働者の安全と健康の確保対策を推進します。
- ・最低賃金制度の適切な運営を図ります。
- ・労災保険給付の迅速、適正な処理を行います。

☆ 女性の活躍促進と両立支援に向けた業務の推進

- ・妊娠・出産、育児休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止等を徹底します。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が成立した場合は、その周知を図ります。
- ・改正次世代育成支援対策推進法の円滑な施行を図ります。
- ・改正パートタイム労働法の履行確保を図ります。

*取り組む事項の概要については、別添の「平成27年度 行政運営方針の概要」を、詳細については、「平成27年度 行政運営方針」をご覧ください。